

第 4 3 1 回
令和 8 年度第 4 回北海道地方最低賃金審議会
議 事 録

令和 8 年 8 月 21 日

北 海 道 労 働 局
北海道地方最低賃金審議会

1 日 時 令和8年8月21日（金）10：00～10：15

2 場 所 札幌第1合同庁舎 6階南側会議室

3 出席者

【委員】

公益代表 亀野委員、國武委員、片桐委員、八重崎委員 渡辺（達）委員

労働者代表 金子委員、関口委員、藤田委員、山田委員、渡辺（謙）委員

使用者代表 池田委員、片岡委員、久郷委員、馬込委員、渡部委員

【事務局】

労働局長、労働基準部長、賃金室長、賃金室長補佐、最低賃金係長

4 議事次第

（1）北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について

（2）その他

5 議事内容

○賃金室長補佐

令和8年度第4回北海道地方最低賃金審議会を開催します。

本日の北海道地方最低賃金審議会は、委員全員の御出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本日の審議会は公開にて開催しております。会場には傍聴されている方が8名と取材のため1名の記者の方がいらっしゃいますことを報告します。

それでは審議会の議事進行を亀野会長にお願いします。

○亀野会長

議事に入ります。議事次第（1）「北海道最低賃金の改正決定に係る審議会の意見に対する異議申出について」です。

当審議会は、令和8年8月4日付けで北海道最低賃金の改正決定を北海道労働局長に答申しましたが、北海道労働局長は最低賃金法に基づき答申の要旨を公示したところ、異議の申出がありました。

このため、本日、北海道労働局長から異議申出について諮問がされると伺っております。よろしくお願いします。

○賃金室長補佐

それでは、北海道労働局長の村松から異議申出について諮問させていただきます。

諮問文につきましては、資料番号1を御覧願います。

会長及び局長は中央までお進み願います。

なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしくお願いします。

○労働局長

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

標記について、「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」から、最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴審議会の意見を求めます。

(議場中央において局長から会長へ諮問文を手交)

○賃金室長補佐

会長と局長はお席にお戻り願います。

それでは、引き続き会長に議事の進行をお願いします。

○亀野会長

ただ今、北海道労働局長から諮問を受けました。

それでは、審議の前に事務局から異議の申出内容について説明をお願いします。

○賃金室長

異議の申出内容を、皆様に配布しました資料に沿って説明します。

資料番号2は、令和8年8月7日付けで、北海道労働組合総連合から提出されました異議申出です。要旨は「北海道地方最低賃金審議会は、2026年度の北海道最低賃金を56円引き上げ、1,131円とする答申をした。これは中賃が提示したBランクの目安額どおりの結果であり、物価高騰に苦しむ道内労働者の実情や生計費原則を鑑みれば、到底納得できるものではない」として、以下6点の理由等が記載され、「さらなる引き上げを行うよう再審議を求める」とされております。

次に、資料番号3は、使用者として令和8年8月10日付けで、きよの社会保険労務士事務所代表清野裕司氏から提出されました異議申出です。要旨は「北海道最低賃金を1,100円とすべきである。答申額1,131円は、以下の論点により、技能プレミアムの圧縮を通じた高度技能労働者の公正な報酬を受ける権利の侵害及び利益率の限界を超えた引き上げによる産業基盤の崩壊を招く」として6点の論点を上げ、「現行比25円引き上げ、2.33%増の1,100円とすべきである。」とされています。

以上です。

○亀野会長

これから異議の申出について審議します。労使各側から御意見をお願いしたいと思います。

まずは、労働者代表委員からお願いします。

○山田委員

異議申出に関して、労働者側の立場から発言します。

最初に北海道労働組合総連合から出されました異議申出ですが、私ども労働者側としても、金額の違いはありますが、同様の立場から引上げを求めた審議を行ってきたもので、その結果が目安額どおりということについて、異議は無いと思っております。

次に2点目のきよの社会保険労務士事務所の異議申出ですが、異議申出の一部の指数については審議の対象としておりませんでしたので、それについては申し述べることはありませんが、他の内容については、目安審議の中で出された資料に基づいて、北海道で資料が出せるものを基に審議を行ってきたものです。そしてBランクの中の指標を用いて総合的に判断した結果と思っております。また、答申の公益見解に含まれていないという記載がありますが、全ての内容を公益見解に網羅することは現実的でないと思っております。その中で各指標を総合的に判断した結果、労使それぞれ最終的に合意したと思っております。

したがって、2件の異議申出については、棄却を求めたいと思います。

○亀野会長

続いて使用者代表委員から御意見を申し上げます。

○池田委員

使用者側といたしましても、今回の審議会において、あらゆる要素、データに基づいて審議をした結果であり、今回の異議申出は棄却すべきと考えます。

○亀野会長

労働者側、使用者側からそれぞれ御意見をいただきましたが、その他に御意見はございますでしょうか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に無いようですので、労使双方の意見を踏まえた結果、当審議会といたしましては、2件の異議申出の内容は、既に十分に審議済みとして棄却することが相当と判断されます。

したがって、当審議会から北海道労働局長への、令和8年8月4日付けの答申内容について変更する必要は認められないと決定してよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

異議が無いようですので、そのように決定したいと思います。
それでは、北海道労働局長あての答申文の協議に入ります。
事務局は、答申文案を配布した上で、読み上げて下さい。

○賃金室長補佐

それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。

令和8年8月21日

北海道労働局長 村松 達也 殿

北海道地方最低賃金審議会 会長 亀野 淳

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和8年8月21日に貴職から、令和8年8月4日付け北海道最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する「北海道労働組合総連合」及び「きよの社会保険労務士事務所」からの異議申出について意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和8年8月4日付け答申のとおり決定することが適当である。
以上です。

○亀野会長

ただ今、読み上げられました答申文案でよろしいでしょうか。
何か御意見等がありますでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

よろしいとのことですので、事務局は答申文を用意して下さい。
答申を行います。

○賃金室長補佐

それでは、会長及び局長は、議場中央にお進み下さい。なお、記者の方で写真撮影をされる方は、撮影可能な場所まで移動していただいて構いませんので、よろしくお願い致します。

（議場中央において会長から局長へ答申文を手交）

○賃金室長補佐

会長及び局長は、お席にお戻り下さい。

それでは、会長、進行をお願いします。

○亀野会長

北海道労働局長から挨拶があると伺っております。

○労働局長

北海道労働局長の村松です。

委員の皆様におかれましては、大変御多忙の中に御出席、御審議をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月19日までに申出がなされました2件の異議につきまして、令和8年8月4日付け答申の内容に変更ない旨の答申をいただいたところです。

今後は、地域別最低賃金の令和8年10月1日の発効に向けて、諸手続を進めてまいるとともに、審議会の報告にもありました関係機関との密接な連携を強化して、賃上げしやすい環境整備に一層推進するとともに、各種助成金の周知などを行ってまいります。

委員の皆様には、北海道最低賃金改正諮問以降、御審議をいただきましたことに、改めて御礼申し上げる次第です。

大変ありがとうございました。

以上、簡単ではございますが、御礼の挨拶に代えさせていただきます。

○亀野会長

ありがとうございました。

次の議事次第（2）「その他」に入ります。事務局から何かありますか。

○賃金室長

2点ございます。

1点目は、北海道地方最低賃金専門部会の廃止についてです。

本日の審議会におきまして、「令和8年8月4日付けの答申のとおり決定することが適当」との答申をいただきましたことから、最低賃金審議会令第6条第7項の規定により、北海道地方最低賃金専門部会は、その任務を終了したとして、廃止することの議決をお願いします。

○亀野会長

事務局からの提案について、御質問・御意見はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

それでは、異議の申出については、本日の審議会において8月4日付けの答申のとおり決定することが適当とされたことから、北海道地方最低賃金専門部会は、その任務を終了したとして、廃止することとしてよろしいでしょうか。

○各委員

異議なし。

○亀野会長

それでは、北海道地方最低賃金専門部会は、廃止することとします。
事務局から2点目をお願いします。

○賃金室長

2点目は、特定最低賃金の審議の状況について説明します。
現在、8月26日水曜日を締切りとする専門部会委員の公示を行っております。
締切後、早急に任命手続及び日程調整を行い、9月上旬から各専門部会を開催できるよう準備を進めております。
また、特定最低賃金の答申に対して異議申出があった場合は、本審の開催が必要になりますので、あらかじめ御承知いただきますようお願いいたします。

○亀野会長

事務局からの報告について、御質問・御意見はございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に無いようですので、事務局の説明のとおり、日程調整の上、9月上旬から特定最低賃金の専門部会が開催されることになります。
他に何かございますか。

○各委員

なし。

○亀野会長

特に無いようですので、これにて本日の審議会を終了いたします。
ありがとうございました。